

(社)神奈川県建築士事務所協会と神奈川県木材業協同組合連合会による

## 国産材使用の木造住宅設計者選定システム「住・<sup>す</sup>緑・<sup>み</sup>家」コンペ申込者規定

(目的)

第1条 この規定は、国産材使用の木造住宅設計者選定システム「住・緑・家」コンペ要綱第3条に規定する「住・緑・家」コンペ」申込みの手続きおよび国産材を使用した木造戸建住宅を取得希望者に通知する諸事項を定める。

(申込みの手続き等)

第2条 国産材を使用した木造戸建住宅を取得希望者は、別に定める申込書に必要な書類を添えて(社)神奈川県建築士事務所協会(以下、神事協という。)に提出しなければならない。

- 2 申込書は「住・緑・家」運営特別委員会にて受諾についての審査を行う。
- 3 審査結果の通知は神事協が行う。
- 4 申込みに関わる手数料は、100,000円(消費税込み)とする。

(登録事務所の指定)

第3条 申込者は、神事協が別に提示する「住・緑・家」コンペ登録事務所から3を超えない範囲で希望する登録事務所を指定することが出来る。

- 2 指定する登録事務所が3に満たない場合は、不足するものを神事協が推薦する。
- 3 登録事務所の選定については、地理的条件等を考慮して推薦する。

(著作権)

第4条 申込者は、提案された計画図等に著作権が生じることを確認しなければならない。

(ヒアリング)

第5条 申込者と登録事務所は、「住・緑・家」運営特別委員会の主催するヒアリングに出席する。また、申込者はヒアリング終了時に確認書により内容を確認し署名を行う。

(提案提出)

第6条 提出図書は、ヒアリング開催日を起点に20日以内の提出を原則とする。

(登録事務所の選定)

第7条 申込者は、提案された計画について希望に添うものを選定することが出来る。

- 2 希望に添う計画案がある場合は、申込者と登録事務所間で協議し、その結果委託契約を締結する。但し、神事協はその契約には関与しないものとする。
- 3 申込者の希望に添う計画案が無い場合は、第2条による申込書を再提出することが出来る。この場合は、前回指定した登録事務所を指定することは出来ない。(別途申込金10万円)

(提案内容)

第8条 「住・緑・家」コンペ申込者に提案する図書は、設計趣旨(200字以内)、配置図・各階平面図・外観図(立面図2面以上、断面図1面以上)で無着色とする。

(プレゼンテーション(提案内容説明会))

第9条 提案が提出され次第、申込者、提案者、「住・緑・家」運営特別委員会の3者にてプレゼンテーションを開催する。

(設計者の確定または、計画断念の意志表明)

第10条 申込者は、プレゼン終了後1ヶ月程度以内に設計者の確定、または、計画断念の意思表明を神事協まで必ず連絡すること。

(材の仕様)

第11条 本コンペにおいて契約された建物の材木の供給にあたっては、登録材木店より供給する。

(免責)

第 12 条 神事協は、設計監理業務委託契約等の締結後の業務に関しては一切の責任を負わない。

付則 この規定は、平成 20 年 11 月 28 日より施行する。

2 この規定は、平成 21 年 4 月 7 日より施行する。

3 この規定は、平成 21 年 6 月 11 日より施行する。

4 この規定は、平成 23 年 8 月 11 日より施行する。

「住・緑・家」コンペ申込書の添付書類は下記のとおり。(記入できる範囲で結構です)

1) 様式 5 (ヒヤリングシート)

2) 案内図、公図、測量図 (東西南北の高低差を記入。) 現況写真とする。

3) 予定建物の用途および規模

4) 予定建物に対する工事費用等の概要

5) 外観の希望および所要スペースとそれらの機能の要望